



平成 16 年 10 月 25 日

各 位

会社名 株式会社 シーマ
代表者名 代表取締役社長 白石 幸栄
(登録銘柄 コード番号 7638)
問合せ先 執行役員 総務部長 松橋英一
TEL 03 - 3567 - 8091

2009 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 10 月 25 日開催の取締役会において、2009 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社債の名称

2009 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権付社債の発行総額

金 25 億円、下記第 6 項第 (1) 号記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される新株予約権付社債に係る社債の額面総額、及び新株予約権付社債の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る社債の額面金額合計額、の合計額。

3. 本社債の利率

本社債には利息は付さない。

4. 本社債の発行価額

本社債額面金額の 100% (各本社債額面金額 1,000,000 円)

5. 払込期日及び発行日

2004 年 11 月 16 日 (ロンドン時間)

ご注意：この文章は、当社の 2009 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集または売出しは行われません。また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

6. 募集に関する事項

(1) 募集の方法

幹事引受会社の総額買取引受による欧州を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）における私募。なお、本項第(2)号の幹事引受会社には、2004年11月10日までに当社に通知することにより本社債額面総額5億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を引受ける権利を付与する。

(2) 幹事引受会社の名称

KBC Financial Products UK Limited

(3) 本新株予約権付社債の発行価格（募集価格）

本社債額面金額の103%

7. 本新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を「発行・移転」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(4)号に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(2) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、2,500個、上記第6項第(1)号記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される新株予約権付社債に係る社債の額面総額を1,000,000円で除した数、及び新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る社債の額面金額合計額を1,000,000円で除した個数、の合計数の本新株予約権を発行する。

(3) 本新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、本新株予約権付社債に係る条件決定の日(2004年10月25日から2004年10月28日までの間のい

ご注意：この文章は、当社の2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集または売出しは行われません。また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

ずれかの日とする。)の日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格以上の価格で、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。

転換価額の調整

(イ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額で当社普通株式を発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次に定める算式により調整される。なお、次の算式において「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当りの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

転換価額の修正

2005年12月16日及び2006年12月15日(いずれも日本時間とし(以下時間の記載につき別段の定めのない限り同じ。))、以下それぞれ「第1決定日」及び「第2決定日」という。)まで(当日を含む。)の各5連続取引日の日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格の平均値(上記5連続取引日の初日より前に当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場された場合には当該証券取引所又は主たる証券取引所における当社普通取引の最終価格の平均値とする。)の1円未満を切り上げた金額が、当該決定日現在の転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、第1決定日にかかる修正については2005年12月19日、第2決定日にかかる修正については2006年12月18日以降、上記により算出された金額(但し、いずれの場合も算出の結果として、当該決定日現在の転換価額(上記(4)の調整に服する。以下同様とする。)の80%未満に減額されることはなく、この場合転換価額は当該決定日現在の転換価額の80%に当る金額で1円未満を切り上げた金額とする。)に修正される。また、当該時点の日本法において減額修正された転換価額による新株予約権の行使が認められない場合には、転換価額の減額修正は行なわれないものとする。

(5) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき金額の算定理由

ご注意：この文章は、当社の2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集または売出しは行われません。また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、且つ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また本新株予約権の価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は、**上記 4. に従い決定される額とする。**

(6) 本新株予約権の行使請求期間

2004 年 11 月 22 日から 2009 年 11 月 6 日（行使請求受付場所現地時間）まで。

(7) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(8) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

消却事由は定めない。

(9) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額のうち資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額のうち資本組入額は、当該発行価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(10) 本新株予約権の行使後第 1 回目の配当

本新株予約権の行使により発行・移転する当社普通株式の利益配当金又は中間配当金(商法第 293 条ノ 5 による金銭の分配) については、当該行使の効力発生日の属する配当計算期間(現在 3 月 31 日及び 9 月 30 日に終了する各 6 か月の期間をいう。) の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

(11) 代用払込に関する事項

商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号により、本社債権者が本新株予約権を行使したときはかかる行使をした者から、当該本新株予約権が付された本社債の全額の償還に代えて、当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。

8. 本社債に関する事項

(1) 本社債の満期償還

2009 年 11 月 16 日（償還期限）に本社債額面金額の 100% で償還する。

(2) 本社債の繰上償還

当社の選択による繰上償還

2006 年 11 月 16 日以降、日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格（当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場されている場合は、当該証券取引所又は主た

ご注意：この文章は、当社の 2009 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集または売出しは行われません。また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

る証券取引所における当社普通株式の普通取引の最終価格)が連続する 30 取引日において当該各取引日に適用のある転換価額の 130%以上であった場合でその最後の日が償還通知の日より前の 30 日以内である場合、当社は当該最終取引日から 15 日以内に本新株予約権付社債の社債権者に対して償還の意思があることを通知し、社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の償還通知をしたうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)を、その額面金額の 100%で繰上償還することができる。

本新株予約権付社債の社債権者の選択による繰上償還

本社債の社債権者は、その選択により、その保有する本社債を 2007 年 11 月 16 日に本社債の額面金額の 100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。かかる請求権を行使するために、本新株予約権付社債の社債権者は、上記償還期日に先立つ 30 日以上 60 日以内の期間中に、所定の様式の償還通知書に当該本新株予約権付社債券を添付して財務代理人に預託することを要する。かかる償還を請求した社債権者によって当該本社債の償還金額全額が受領されたときに本社債に付された新株予約権は無償で消却されたものとみなす。

(3) 買入消却

当社又は当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買入れ、当社の選択により、これを保有し、転売し、又は消却することができる。本新株予約権付社債の本社債が消却された場合、当該社債に付された新株予約権も同時に消却される。

(4) 本社債の担保または保証

本社債は、担保または保証を付さないで発行される。

(5) 財務上の特約

担保設定制限が付される。

(6) 債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払遅滞その他一定の債務不履行事由が生じた場合、本社債の社債権者は、当社に対して、本社債の期限の利益喪失の通知を書面により行うことができる。また、一定の場合には、かかる通知なしに期限の利益が失われる。かかる場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、その額面金額で直ちに本社債を償還しなければならない。かかる場合には、本社債と一体をなす新株予約権は無償で消却される。

ご注意：この文章は、当社の 2009 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集または売出しは行われません。また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

(ご参考)

1. 資金の使途

(1)手取金の使途

手取概算額 24 億 7300 万円（幹事引受会社の追加引受権が全額行使された場合には 29 億 7300 万円）は、新店出店（含む海外）および新規事業運営（含む M & A）の設備等投資資金に充当する予定であります。

(2)前回調達資金の使途の変更

該当する事項はありません。

(3)業績に与える見通し

本新株予約権付社債は、ゼロクーポンで発行されるため金融収支の改善が見込まれます。また、新店出店および新規事業運営の設備等への投資による販売力の増強が見込まれます。

2. 株主への利益配分等

(1)利益配分に関する基本方針

利益配分につきましては将来の事業展開と経営体制の強化のために必要な内部留保を確保しつつ安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

(2)配当決定にあたっての考え方

当該年度の業績および上記の基本方針に基づき総合的に判断し決定する事としております。

(3)内部留保資金の使途

内部留保金につきましては今後予想される経営環境の変化に対応すべく内部の体制強化、営業基盤の強化を図るために有効投資をまいります。

(4)過去 3 決算期間の配当状況

	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期
1 株当たり利益	27.53 円	35.76 円	41.43 円
1 株当たり年間配当金	5.00 円	5.00 円	5.00 円
実績配当性向	18.2 %	14.0 %	12.1 円
株主資本利益率	12.5 %	14.6 %	14.6 %
株主資本配当率	2.2 %	2.0 %	1.7 %

(注) 各決算期の株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。
各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の当期配当金総額を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

3. その他

ご注意：この文章は、当社の 2009 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集または売出しは行われません。また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

(1)潜在株式による希薄化情報
転換価額が未定のため、算出しておりません。

(2)過去のエクイティ・ファイナンスの状況等
過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンス
該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
始値	222円	295円	300円	1,580円
高値	440円	410円	3,330円	1,600円
安値	190円	190円	290円	896円
終値	300円	300円	1,590円	918円
株価収益率	10.90倍	8.39倍	38.38倍	-

- (注)1 株価収益率は、決算期末の株価(日本証券業協会が公表する最終売買価格)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。
- 2 当社は平成16年5月20日付けで、1株を2株に分割しており、上掲の株価は調整後のものです。
- 3 平成17年3月期の株価については、平成16年10月22日現在で記載しております。

以上

ご注意：この文章は、当社の2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集または売出しは行われません。また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。